

## 新宿区子育て短期支援事業実施要綱

平成 28 年 2 月 1 日 27 新子総総第 1004 号決定

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）
- 第 2 章 子どもショートステイ事業（第 5 条―第 15 条）
- 第 3 章 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業（第 16 条―第 29 条）
- 第 4 章 トワイライトステイ事業（第 30 条―第 40 条）
- 第 5 章 雑則（第 41 条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この要綱は、子育て短期支援事業実施要綱（平成 26 年 9 月 29 日付け 26 福保子家第 588 号。以下「都要綱」という。）に基づき、新宿区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者で、かつ、児童の養育をしている者（以下「保護者」という。）が当該児童の養育をすることが一時的に困難であるとき、区長が児童の生活の場を一時的に家庭から移すことがふさわしいと判断したとき等に、当該保護者に代わり、施設等において当該児童を一時的に養育する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育 食事、排せつ、入浴、着替え等児童の基本的な生活習慣等を身に付けさせること、児童の心身の発達に合わせた遊び、運動及び学習を行う機会を提供すること、児童の通園又は通学に係る援助を行うこと等をいう。
- (2) 児童 満 13 歳に満たない者で、かつ、中学校に在籍していない者をいう。
- (3) 1 泊 利用を開始する時間を基準とし、宿泊を伴う 24 時間未満の利用時間をいう。

#### （事業の種類）

第 3 条 区長は、第 1 条に規定する目的を達成させるため、子育て短期支援事業として、次の事業を行う。

- (1) 子どもショートステイ事業（都要綱第 3(1)の短期入所生活援助（ショートステイ）事業をいう。以下同じ。）
- (2) 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業（都要綱第 3(2)の要支援家庭を対

象としたショートステイ事業をいう。以下同じ。)

(3) トワイライトステイ事業 (都要綱第 3(3)の夜間養護等 (トワイライトステイ) 事業をいう。以下同じ。)

(養育を行う者)

第 4 条 児童の養育は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者に委託し、行うものとする。

(1) 子どもショートステイ事業 次に掲げる者

ア 区が別途委託契約を締結する法人 (以下「施設」という。)

イ 第 3 号に規定する協力家庭

(2) 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業 施設

(3) トワイライトステイ事業 次に掲げる要件を満たす者のうち、区長が児童の養育を行う者として適当と認めるもの (以下「協力家庭」という。)

ア 区内に住所を有していること。

イ 年齢が原則として満 25 歳以上 70 歳未満であること。

ウ 心身ともに健全であること。

エ 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 次のいずれかの資格を有すること。

i 看護師

ii 保育士

iii 教員

iv その他児童の養育に係る資格として区長が認めるもの

(イ) 東京都養育家庭制度実施要綱 (平成 22 年 7 月 15 日付け 21 福保子育第 529 号) 2(1)の養育家庭 (以下「養育家庭」という。) として認定されている者

(ウ) 東京都フレンドホーム制度実施要綱 (平成 21 年 3 月 31 日付け 20 福保子育第 2083 号) 2 のフレンドホーム (以下「フレンドホーム」という。) として登録されている者

(エ) 新宿区ファミリー・サポート・センター設置要綱 (平成 24 年 1 月 30 日付け 23 新子家活第 879 号) 第 4 条の提供会員 (以下「提供会員」という。) として承認されている者

(オ) 過去において養育家庭として認定され、養育家庭に係る活動を行った実績がある者

(カ) 過去においてフレンドホームとして登録され、フレンドホームに係る活動を行った実績がある者

(キ) 過去において提供会員として承認され、新宿区ファミリー・サポート・センター設置要綱第 5 条の援助活動を行った実績がある者

(ク) 新宿区家庭訪問型子育てボランティア推進事業実施要綱 (平成 25 年 2 月 12 日

- 付け 24 新子総子第 2200 号) のホームビジターとして登録している者
- (ケ) 新宿区子育て支援者養成事業実施要綱 (平成 25 年 2 月 22 日付け 24 新子総子第 2321 号) の養成講座修了者
- (コ) 東京都子育て支援員研修実施要綱 (平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号) に基づく子育て支援員研修を修了した者
- (サ) (ア) から (コ) までに掲げる者に準ずる者として区長が特に認める者
- オ 次に掲げる要件を満たす親族と同居していること。
- (ア) 年齢が満 18 歳以上であること。
- (イ) 心身ともに健全であること。
- (ウ) 子育て短期支援事業について十分に理解していること。
- カ その者が居住している住宅が、原則として 2 室 10 畳以上あり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。

## 第 2 章 子どもショートステイ事業

### (事業の内容)

第 5 条 子どもショートステイ事業 (以下この章において「本事業」という。) は、保護者が身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、その家庭において児童の養育をすることが一時的に困難になった場合に、宿泊を伴って、施設又は協力家庭で当該児童の養育を行うことをその内容とする。

### (利用できる者)

第 6 条 本事業を利用することができる者は、保護者のうち次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、当該保護者に代わり児童の養育をする者がいない者とする。

- (1) 疾病又は出産のために入院する者
- (2) 家族の介護等に従事する者
- (3) 事故による被害を受けた者
- (4) 被災した者
- (5) 冠婚葬祭に出席する者
- (6) 出張する者
- (7) 育児により疲労している者
- (8) その他区長が本事業を利用することができる者として認めた者

### (利用期間)

第 7 条 本事業の利用期間は、1 回につき 7 泊 (前条第 6 号に掲げる要件に該当する場合にあっては、年度内概ね 10 泊) を限度とする。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で当該期間を延長することができる。

### (対象者及び定員)

第8条 本事業の対象者及び定員は、別表第1のとおりとする。

(利用の申込み)

第9条 本事業を利用しようとする保護者は、利用を希望する日の2週間前(第6条第1号に掲げる要件に該当する場合にあっては、2か月前)から前日までに、新宿区子育て短期支援事業(子どもショートステイ)利用申込書(第1号様式)により、区長に申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により、区長に申込みを行うことができる。この場合においては、事後速やかに、新宿区子育て短期支援事業(子どもショートステイ)利用申込書を区長に提出するものとする。

(利用の決定)

第10条 区長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査の上利用の可否を決定し、新宿区子育て短期支援事業(子どもショートステイ)利用(承認・不承認)通知書(第2号様式)により、当該申込みを行った保護者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により利用を承認するに当たり、あらかじめ、当該承認に係る児童の養育を行う施設又は協力家庭に対し、新宿区子育て短期支援事業(子どもショートステイ)依頼書(第3号様式)により通知するものとする。

3 第1項の規定により利用の承認を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が、本事業の利用を辞退しようとするときは、新宿区子育て短期支援事業利用辞退届(第4号様式。以下「辞退届」という。)により、区長に届け出るものとする。この場合において、区長は、速やかに前項の規定により通知した施設又は協力家庭に、その旨を通知するものとする。

(利用の制限)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本事業の利用を制限することができる。

- (1) 利用者の児童が感染症等の疾患を有するとき。
- (2) 第8条に規定する定員に達しているとき。
- (3) 施設又は協力家庭の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他区長が利用を制限する必要があると認めるとき。

(利用の取消し)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本事業の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者又は利用者の児童が、本事業の利用目的に反する行為を行ったとき。
- (2) 利用者又は利用者の児童が、施設又は協力家庭の指示に従わないとき。
- (3) 利用者が、災害その他の理由により、本事業を利用することができなくなったとき。

(利用料)

第13条 利用者は、別表第2に掲げる利用料(以下この章において「利用料」という。)

を、施設又は協力家庭に対し支払うものとする。

2 次に掲げる経費は、利用者が負担するものとする。

- (1) 本事業を利用している間における児童の通院に要する医療費
- (2) 本事業を利用している間における児童の通園又は通学に要する交通費
- (3) 養育に要する経費以外のもの

3 第1項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、区が利用料を負担することができる。

(損害の賠償)

第14条 区長は、利用者又はその児童が施設又は協力家庭の財産を滅失し、又は毀損したときは、必要に応じて、当該滅失又は毀損に係る損害額を賠償することを当該利用者に求めるものとする。

(報告)

第15条 施設又は協力家庭は、利用者の利用が終了したときは、新宿区子育て短期支援事業（子どもショートステイ）結果報告書（第5号様式）により、区長に報告するものとする。

### 第3章 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業

(事業の内容)

第16条 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業（以下この章において「本事業」という。）は、保護者の強い育児疲れ若しくは育児不安又は不適切な養育状態により児童への虐待のおそれ、リスク等が見られる家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、施設において児童の養育を行うとともに、生活指導並びに発達及び行動の観察並びに保護者への支援を行うことをその内容とする。

(利用できる者)

第17条 本事業を利用することができる者は、次に掲げる事由に該当する小学校就学前の児童の保護者であって、当該児童の生活指導並びに発達及び行動の観察並びに保護者への支援が必要な者とする。

- (1) 保護者の強い育児疲れ、育児不安等身体上又は精神上的の課題があること。
- (2) 不適切な養育状態にある家庭等虐待のおそれ、リスク等が見られること。

(利用期間)

第18条 本事業の利用期間は、1回につき14泊を限度とする。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で当該期間を延長することができる。

(対象者及び定員)

第19条 本事業の対象者及び定員は、別表第1のとおりとする。

(利用の申込み)

第20条 本事業を利用しようとする保護者（第17条に規定する利用できる者に該当すると区長が認めた者に限る。）は、新宿区子育て短期支援事業（要支援家庭を対象とした子どもショートステイ）利用申込書（第6号様式）により、区長に申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、口頭により、区長に申込みを行うことができる。この場合においては、事後速やかに、新宿区子育て短期支援事業（要支援家庭を対象とした子どもショートステイ）利用申込書を区長に提出するものとする。

（利用の決定）

第21条 区長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容について調査及び検討並びに効果の測定を行い、支援の必要性等を判定し、要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業支援プログラム（第7号様式。以下「プログラム」という。）を作成するものとする。

2 区長は、前項の規定による判定の結果を踏まえ、利用の可否を決定し、新宿区子育て短期支援事業（要支援家庭を対象とした子どもショートステイ）利用（承認・不承認）通知書（第8号様式）により、当該申込みを行った保護者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により利用を承認するに当たり、あらかじめ、当該承認に係る児童の養育を行う施設に対し、新宿区子育て短期支援事業（要支援家庭を対象とした子どもショートステイ）依頼書（第9号様式）により通知するものとする。

4 第2項の規定により利用の承認を受けた者（以下この章において「利用者」という。）が、本事業の利用を辞退しようとするときは、辞退届により、区長に届け出るものとする。この場合において、区長は、速やかに前項の規定により通知した施設に、その旨を通知するものとする。

（ショートステイ支援員）

第22条 区長は、施設に、次に掲げる要件を満たすショートステイ支援員を1名以上配置する。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号のいずれかに該当する者であって、常勤職員（1年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が30時間以上である職員をいう。）であること。

(2) 児童の養育の経験を有する者であること。

（児童の支援）

第23条 施設においては、ショートステイ支援員が中心となり、第21条第1項の規定により区長が作成したプログラムに基づき、次に掲げる取組等を通じた児童の支援を行う。

(1) 児童の養育、生活指導並びに発達及び行動の観察又はそのコーディネート

(2) プログラムの進行管理（利用期間中の児童の養育に係る部分に限る。）

(3) 区、児童が通う保育施設等との連絡調整

(4) 必要に応じた保護者への児童の特性等に基づいた養育に関する助言及び利用期間

中の保護者と児童の面会支援

- (5) 前各号に掲げる取組等の実施状況に関する報告書の作成及び提出
- (6) 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークサポートチーム会議への出席等必要に応じたアフターケア
- (7) その他児童及び保護者に必要な支援  
(保護者の支援)

第24条 区長は、児童の養育環境が適切に整備されるよう、利用期間中の行動観察の結果等を活用し、ショートステイ支援員、関係機関等と連携しながら、助言その他の保護者への必要な支援を行う。

(利用の制限)

第25条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本事業の利用を制限することができる。

- (1) 利用者の児童が感染症等の疾患を有するとき。
- (2) 第19条に規定する定員に達しているとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他区長が利用を制限する必要があると認めるとき。

(利用の取消し)

第26条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本事業の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者又は利用者の児童が、本事業の利用目的に反する行為を行ったとき。
- (2) 利用者又は利用者の児童が、施設の指示に従わないとき。
- (3) 利用者が、災害その他の理由により、本事業を利用することができなくなったとき。

(利用料)

第27条 本事業の利用料は、無料とする。

2 次に掲げる経費は、利用者が負担するものとする。

- (1) 本事業を利用している間における児童の通院に要する医療費
- (2) 養育に要する経費以外のもの

(損害の賠償)

第28条 区長は、利用者又はその児童が施設の財産を滅失し、又は毀損したときは、必要に応じて、当該滅失又は毀損に係る損害額を賠償することを当該利用者に求めるものとする。

(報告)

第29条 施設は、利用者の利用が終了したときには、新宿区子育て短期支援事業（要支援家庭を対象とした子どもショートステイ）結果報告書（第10号様式）により、区長に報告するものとする。

## 第4章 トワイライトステイ事業

(事業の内容)

第30条 トワイライトステイ事業(以下この章において「本事業」という。)は、保護者が仕事その他の理由により夜間(おおむね午後5時から10時までの時間をいう。以下同じ。)に不在となり、その家庭において児童の養育をすることが一時的に困難になった場合その他緊急の場合に、その間、協力家庭で当該児童の養育を行うことをその内容とする。

(利用できる者)

第31条 本事業を利用できる者は、仕事その他の理由により夜間に不在となる保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひとり親世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子を現に扶養しているものの世帯をいう。以下同じ。)であって、次のいずれかに該当する世帯に属する者  
ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯(以下「生活保護受給世帯等」という。)

イ 区市町村民税が非課税の世帯(以下「住民税非課税世帯」という。)

- (2) その他区長が特に必要と認めた者

(利用回数)

第32条 本事業の利用回数は、児童一人につき年12回を限度とする。

(対象者及び定員)

第33条 本事業の対象者及び定員は、別表第1のとおりとする。

(利用の申込み)

第34条 本事業を利用しようとする保護者は、原則として、利用を希望する日の1週間前までに、新宿区子育て短期支援事業(トワイライトステイ)利用申込書(第11号様式)により、区長に申し込むものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、口頭により、区長に申込みを行うことができる。この場合においては、事後速やかに、新宿区子育て短期支援事業(トワイライトステイ)利用申込書を区長に提出するものとする。

(利用の決定)

第35条 区長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査の上利用の可否を決定し、新宿区子育て短期支援事業(トワイライトステイ)利用(承認・不承認)通知書(第12号様式)により、当該申込みを行った保護者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により利用を承認するに当たり、あらかじめ、当該承認に係る児



童の養育を行う協力家庭に対し、新宿区子育て短期支援事業（トワイライトステイ）依頼書（第13号様式）により通知するものとする。

- 3 第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下この章において「利用者」という。）が、本事業の利用を辞退しようとするときは、辞退届により、区長に届け出るものとする。この場合において、区長は、速やかに前項の規定により通知した協力家庭に、その旨を通知するものとする。

（利用の制限）

第36条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本事業の利用を制限することができる。

- (1) 利用者の児童が感染症等の疾患を有するとき。
- (2) 利用可能な協力家庭が調整できなかつたとき
- (3) 協力家庭の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他区長が利用を制限する必要があると認めるとき。

（利用の取消し）

第37条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本事業の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者又は利用者の児童が、本事業の利用目的に反する行為を行ったとき。
- (2) 利用者又は利用者の児童が、協力家庭の指示に従わないとき。
- (3) 利用者が、災害その他の理由により、本事業を利用することができなくなったとき。

（利用料）

第38条 利用者は、別表第2に掲げる利用料（以下この章において「利用料」という。）を、協力家庭に対し支払うものとする。

2 次に掲げる経費は、利用者が負担するものとする。

- (1) 本事業を利用している間における児童の通院に要する医療費
- (2) 本事業を利用している間における児童の送迎に要する交通費
- (3) 養育に要する経費以外のもの

3 第1項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、区が利用料を負担することができる。

（損害の賠償）

第39条 区長は、利用者又はその児童が協力家庭の財産を滅失し、又は毀損したときは、必要に応じて、当該滅失又は毀損に係る損害額を賠償することを当該利用者に求めるものとする。

（報告）

第40条 協力家庭は、利用者の利用が終了したときは、新宿区子育て短期支援事業（トワイライトステイ）結果報告書（第14号様式）により、区長に報告するものとする。

第5章 雑則

(補則)

第41条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条、第19条、第33条関係)

事業名	養育を行う者	対象者	定 員
子どもショートステイ事業	施設	小学校就学前の者	3名
	協力家庭	中学校就学前の者	協力家庭 1名につき 1名。ただし、兄弟姉妹の場合は2名
要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業	施設	小学校就学前の者	1名
トワイライトステイ事業	協力家庭	中学校就学前の者	協力家庭 1名につき 1名。ただし、兄弟姉妹の場合は2名

別表第2 (第13条、第38条関係)

利用者の世帯		子どもショートステイ事業の利用料 (1泊1名当たり)	トワイライトステイ事業の利用料 (1回1名当たり)
生活保護受給世帯等		0円	0円
住民税非課税世帯	ひとり親世帯	0円	0円
	その他の世帯	1,500円	1,000円
上記以外の世帯		3,000円	2,000円

備考 子どもショートステイ事業については、宿泊を伴わない利用であっても、この表の利用料の額とする。